

各 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 管理者様  
各 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 管理者様  
各 看護小規模多機能型居宅介護 管理者様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部  
介護保険課事業指導担当課長

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 運営推進会議の取扱いについて

日頃より札幌市の保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記のとおり、新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置づけが変更となったことに伴い、人員基準等に関する臨時的な取扱いが変更されました。

つきましては、運営推進会議の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、ご確認ください。

また、認知症対応型共同生活介護に係る令和 6 年度以降の外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とする申請については、北海道より取扱いに関する通知がありましたので、併せてお知らせします。

### 記

#### 1 運営推進会議の取扱いについて

これまで、感染症拡大防止のため、運営推進会議をやむを得ず「書面会議や延期等」とする取扱いを認めておりましたが、令和 5 年 6 月以降に開催する運営推進会議については、（書面開催ではなく）通常通り取扱うこととします。

#### 2（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る外部評価の取扱いについて

北海道からの通知を受け、外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とする措置の適用を受けようとする事業所については次の取扱いとします。

##### (1) 外部評価の実施年月日について

令和 4 年度実施予定の外部評価を令和 5 年 6 月 30 日までに実施するなど、前年度の外部評価を翌年度に持ち越して実施を認めてきたが、令和 6 年度以

降の当該申請においては、翌年度に持ち越して前年度分の外部評価を行うことは認めないものとする。

(2) 「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」の要件の適用について

感染症拡大防止のため、運営推進会議をやむを得ず中止又は書面開催により行った場合等については、札幌市において、本要件を満たさないやむを得ない理由及び外部評価の実施回数を2年に1回としても支障がないことを判断した場合、本要件に該当しているものとして取り扱っていたが、運営推進会議に関する臨時的な取扱いが終了したことから、本要件についても、令和6年度以降の当該申請においては、(書面開催ではなく)通常通り取扱うこととする。

※令和5年5月までの間に開催された運営推進会議の取扱い

上記臨時的な取扱いの終了前に実施している可能性や当該取扱いの変更に対応が間に合わなかった可能性があることを踏まえ、書面開催等により行った場合であっても、要件に該当するものとして取扱う。

(3) 「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること」の要件の適用について

地域包括支援センターの職員の運営推進会議への出席は、上記(2)と同様に、やむを得ない理由がある場合については、札幌市において、本要件を満たさないやむを得ない理由及び外部評価の実施回数を2年に1回としても支障がないことを判断した場合、本要件に該当しているものとして取り扱っていたが、運営推進会議に関する臨時的な取扱いが終了したことから、本要件についても、令和6年度以降の当該申請においては、通常通り取扱うこととする。

※地域包括支援センターの職員が出席できるよう日程調整に努めてください。

※議事録等には、氏名も記載するようお願いいたします。

※やむを得ない事由により当該要件を満たさない場合は、過去1年間において3回以上の運営推進会議に地域包括支援センターの職員が出席し、かつ事業所の運営状況が適正であり外部評価の実施回数を2年に1回としても支障がないと本市が判断した場合は本要件に該当しているものとみなします。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部  
介護保険課事業指導係

TEL 211-2972 Fax 218-5117